

令和3年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

◎住宅ローン控除

控除期間を13年間とする特別措置の適用要件について一定の見直しを行った上で、令和4年12月末までの入居分に延長されています。

不動産取得税

◎不動産取得税の特例税率等

住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）が3年延長されました。

宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）が3年延長されました。

自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割・種別割）

◎環境性能割の税率の適用区分の見直し

※クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置が講じられています。

〈自家用乗用車〉

[改正前]（令和元、2年度）

		登録車	軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税
LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準 +20%達成		
	2020年度基準 +10%達成	1%	
	2020年度基準 達成	2%	1%
上記以外		3%	2%

[改正後]（令和3、4年度）

		登録車	軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税
クリーンディーゼル車 LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	2030年度基準 85%達成		
	2030年度基準 75%達成	1%	
	2030年度基準 60%達成	2%	1%
上記以外又は 2020年度基準未達成車		3%	2%

(注) 改正前・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しが行われました。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しが行われました。

(参考) 環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から 令和4年3月まで	令和4年4月から 令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

◎環境性能割の臨時的軽減の延長

臨時的軽減について、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

◎グリーン化特例（軽課）の見直し

重点化及び基準の切り替えを行った上で、令和5年3月31日まで延長されました。

〈自家用乗用車〉

〔改正前〕

取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

〔改正後〕

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区 分	軽減率		区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割		自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	75% 軽減	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減			
2020年度基準+10%達成		50% 軽減	25% 軽減		

→

グリーン化特例（軽課）の対象外とすることについて令和元年度税制改正で法制化済

(注) 改正前・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長されました。

固定資産税等

◎固定資産税（土地）の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みが継続されました。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられました。

※都市計画税も同様。